

③ 国保税を滞納すると・・・

- ◎特別な事情がなく、納期限から1年間滞納した場合には、被保険者証を返還していただき、代わりに短期被保険者証または資格証明書を交付します。
- ◎資格証明書を交付されると医療費の全額をいったん自己負担していただきます。後日、保険給付分の払い戻しを国保担当課（国保年金課、西那須野庁舎、塩原庁舎、箒根出張所のいずれか）に請求してください。
- ◎1年を過ぎても特別の事情がなく滞納が続く場合には、保険給付が制限されます。

○短期被保険者証

国保税の滞納が続いた場合には、有効期間の短い短期被保険者証が交付されます。



○資格証明書（保険証に代わるもの）

短期被保険者証が交付され、納税相談が行われてもなお引き続き滞納が続く場合には、医療機関で受診するとき、かかった医療費の全額（10割）を自己負担していただく資格証明書が交付されます。

国保税の軽減・減免の制度について

軽 減

一定所得以下の場合、均等割額・平等割額について、7・5・2割を軽減する制度です。

所得の申告（被保険者と世帯主）をしていないと、この軽減措置を受けることができません。

減 免

被災された方などで、納付が著しく困難と認められる場合に、税額を減額または免除する制度です。

納期限の7日前までの申請が必要です。

条件など詳しくは、課税課にお問い合わせください。

※必ず所得の申告を!!

所得割額は、前年中の所得を基に計算されます。

所得の申告を忘れると、後で国保税を追加で徴収されたり、世帯の合計所得が一定の金額以下のときに該当する均等割額・平等割額の軽減が受けられない場合があります。

収入がなかったり、収入が課税の対象とならない遺族年金や障害年金だけの人なども、必ず所得の申告をお願いします。

非自発的失業者の国民健康保険税を軽減しています

会社の倒産・解雇、雇い止めにより自己都合によらない非自発的失業者となった方の国保税について、失業から一定期間、失業者本人の前年の給与所得を30/100として計算することにより、国保税を軽減します。

申請手続き等、詳しくは国保年金課（TEL:0287-62-7129）にお問い合わせください。

加入、脱退は速やかに

職場の健康保険を脱退して国保に加入するときや、国保から職場の健康保険などに変わる場合には、届け出が必要です（14日以内）。

届け出が遅れても、加入時までさかのぼって国保税を納めることになります。

途中加入・脱退の場合の国保税

○国保に加入したとき

⇒加入した月の分から月割で計算します。

○国保を脱退したとき

⇒脱退した月の前月までの分を月割で計算します。

転入された方

所得調査に一定の期間を要します。

暫定で所得割額0円で計算し、その後所得が判明した段階で、税額を更正する場合があります。

お届けは市役所本庁、各庁舎・出張所へ

	こんなとき	届け出に必要なもの
加入するとき	他の市区町村から転入したとき	転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険の離脱証明書
	子どもが生まれたとき	被保険者証
やめるとき	他の市区町村に転出するとき	被保険者証
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の被保険者証
	国保の加入者が亡くなったとき	被保険者証

※共通：手続きに来る方の身分証明書、印鑑、個人番号が確認できるもの（世帯主と異動者全員分）

令和
6年度

くらしと健康を守る 国民健康保険の 保険税(国保税)

経済動向等を踏まえた国民健康保険税の見直し

所得の低い方への軽減措置

世帯(被保険者全員と世帯主)の合計所得が以下の基準に該当する場合は、均等割額と平等割額が軽減されます。世帯は、その年度の4月1日(年度途中に資格取得した方は資格取得日)時点の状況で判断します。なお、65歳以上の公的年金受給者は、年金所得から15万円をさらに控除した額で判定します。

7割軽減	[基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数－1)]を超えない世帯
5割軽減	[基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数－1)+(29.5万円×被保険者数)]を超えない世帯
2割軽減	[基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数－1)+(54.5万円×被保険者数)]を超えない世帯

国保はみなさんの 健康を守る大切な制度です。

国民健康保険は、病気やけがをしたとき安心して治療が受けられるよう、みんなでお金を出し合う相互扶助を目的とした医療保険制度です。

那須塩原市

お問い合わせ

国民健康保険税について
課税課国民健康保険税係
TEL:0287-62-7120
課税課西那須野庁舎担当
TEL:0287-37-5101
総務部塩原支所
TEL:0287-32-2911
市民課箒根出張所
TEL:0287-35-2511

国保加入、保険証等について
国保年金課
TEL:0287-62-7129
国保年金課西那須野庁舎担当
TEL:0287-37-5103
市民課塩原庁舎担当
TEL:0287-32-2912
市民課箒根出張所
TEL:0287-35-2511



① 国保税額の求め方

	所得割額	均等割額	平等割額	合計
	所得割基礎額 加入者それぞれの前年中の所得合計 円 －基礎控除額 43 万円 × 税率 マイナスのときは0円として計算します。	1人当たり年間定額 加入者の人数 人 (うち40～64歳の人数 人)	1世帯当たり年間定額	円 最高限度額 1,040,000円 Ⅱ 課税限度額 650,000円 + 課税限度額 220,000円 + 課税限度額 170,000円
医療分 (医療給付費分)	税率 6.4% 円	21,000円 × 人 = 円	19,000円	
後期分 (後期高齢者支援金分)	税率 2.0% 円	5,900円 × 人 = 円	6,100円	
介護分 (40～64歳) (介護納付金分)	税率 2.0% 円	8,000円 × 人 = 円	4,900円	

※算出したのは1年間(12か月)の額です。
年度途中で加入や脱退などがある場合は、加入月数分のみとなります。

◎ 国保税の納税義務者は世帯主です

国保税の納税義務者は原則、世帯主(普通または擬制)になります。

世帯主が国保の被保険者でない場合(社会保険や後期高齢者医療保険に加入している場合)でも、世帯内に国保の被保険者がいるときは、その世帯主が納税義務者となり、このような世帯主を「擬制世帯主」と呼びます(税額は実際の加入者の分のみで算出します)。

注意事項

- ・所得割額は世帯内の国保被保険者個人ごとに算出します。
- ・退職所得や非課税の収入(非課税年金や失業保険等)は所得には含めません。
- ・軽減判定の際には、擬制世帯主の所得が含まれます。
- ・軽減判定の際には、総所得金額、山林所得金額および長期、短期譲渡所得金額の合算額で行います。
- ・事業主の場合、所得割額算定の基礎額は専従者控除後の額ですが、軽減判定の基礎額は、専従者控除前の額です。
- ・専従者の場合、所得割額算定の基礎額には専従者給与を含めますが、軽減判定時には含めません。

② 国保税の納め方

特別徴収(年金天引き)

※年金天引きから、口座振替への変更もできます

- ※以下の条件を全て満たす世帯の普通世帯主が対象です。
- 年金が年額18万円以上の方
 - 世帯主が65歳以上75歳未満の国保加入者
 - 国保加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯
 - 国保税と介護保険料の合計が年金額の2分の1を超えない方

- 特別徴収の条件を満たす方は原則として年金天引きとなりますが、一定の要件を満たせば申し出により口座振替に変更することができます。
- 振替口座の預金通帳、通帳の届出印鑑をご持参の上国保税担当課で手続きをしてください。



普通徴収(納付書、口座振替での納付)

※特別徴収以外の人

年金天引きの条件を満たすかどうか毎年判定しています

年金額や国保税額・世帯構成などに変更があると、途中で納付方法が変わることがあります。納付方法が変わる方には、その都度、通知を送付していますので確認してください。

コンビニでも納付できます

国保税は、市役所・金融機関に加え、コンビニエンスストア等でも納付できます。詳しくは、納税通知書をご覧ください。

便利な口座振替をご利用ください

預金口座から自動的に振替ができます。預金通帳・通帳の届出印鑑をご持参の上、次の金融機関にお申し込みください。
足利銀行、栃木銀行、福島銀行、大田原信用金庫、白河信用金庫、那須信用組合、那須野農業協同組合、ゆうちょ銀行、みずほ銀行

便利!



◎ 今年度40歳になる方へ

- 40歳になった月(誕生日の前日を含む月)から国民健康保険税の一部として「介護分」を新たに納めます(※別途世帯主に通知があります)。
例:9月1日生まれの人⇒8月分から「介護分」を納めます。
9月2日生まれの人⇒9月分から「介護分」を納めます。

◎ 今年度65歳になる方へ

- 65歳になる前月(65歳の誕生日の前日を含む月の前月)までは、国民健康保険税の一部である「介護分」を年度末までの納期に分けて納めます。
※納税通知書の5ページにて「介護分」の課税「月数」が確認できます。
- 65歳になった月からは国民健康保険税の一部である「介護分」の代わりに、新たに「介護保険料」を納めます(※別途本人に通知があります)。
例:10月15日に65歳になる人
国民健康保険税の一部としての「介護分」(4月から9月までの6か月分)を1期から8期までの納期に分けて納めます。また、「介護保険料」(10月から翌年の3月までの6か月分)を国民健康保険税とは別に納めます。

国保税の納期は年8期です。

- | | |
|------------------|------------------|
| 1期…令和6年 7月31日(水) | 5期…令和6年12月 2日(月) |
| 2期…令和6年 9月 2日(月) | 6期…令和6年12月25日(水) |
| 3期…令和6年 9月30日(月) | 7期…令和7年 1月31日(金) |
| 4期…令和6年10月31日(木) | 8期…令和7年 2月28日(金) |

※特別徴収の場合は、年金支給月に天引きになります(年6回)。